

地域医療構想推進委員会の議決方法について

1 地域医療構想推進委員会の位置づけ

- 地域医療構想推進委員会は、医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定された協議の場である。

医療法第 30 条の 14 第 1 項（抜粋）

都道府県は、構想区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

- 協議の場であることから、本県が定めている「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」には議決に関する事項がなく、委員長の議事取り回しに頼ってきたところである。

愛知県地域医療構想推進委員会開催要領（抜粋）

（目的）

第 1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議を行う場として、地域医療構想推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 地域医療構想推進委員会での議決の必要性について

- 今年度から回復期病床整備事業補助金の申請を行う場合は、地域医療構想推進委員会において適当であると認められることが条件として付されたため、構想区域の意見としてまとめる必要がある。
- また、今後の地域医療構想推進に当たって、個別の医療機関の具体的対応方針の決定等、具体的議論が始まった際に、委員間の意見の相違が見込まれることから、構想区域の意見をまとめるために議決が必要な場面がでてくると想定される。

3 地域医療構想推進委員会での議決について

- 今後議決が必要となる場面が想定されることから、以下のとおり「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」を改正することとする。

(1) 地域医療構想推進委員会の目的の見直し

| | |
|-----|------------------------------|
| 現 行 | 地域医療構想の達成を推進するための協議を行う場としている |
| 見直し | 協議等を行う場とする |

(2) 議決に関する事項の追加

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 現 行 | 協議を行う場であるため、議決に関する事項がない |
| 見直し | 出席した委員の過半数をもって議事を決する旨の事項を追加する |

注) なお、議事を決する条件としては、医療法施行令（都道府県医療審議会）の条件を参考とすることとしたい。（医療法施行令第 5 条 20 第 3 項）

「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」一部改正新旧対照表 (平成30年7月23日改正)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>愛知県地域医療構想推進委員会開催要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議等を行う場として、地域医療構想推進委員会(以下「委員会」という。)を開催する。</p> <p>(運営等)</p> <p>第4 (略)</p> <p>4 <u>委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</u></p> <p>5 <u>委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> | <p>愛知県地域医療構想推進委員会開催要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議を行う場として、地域医療構想推進委員会(以下「委員会」という。)を開催する。</p> <p>(運営等)</p> <p>第4 (略)</p> |